

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年9月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800035号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1800025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年8月から昭和40年12月1日まで

私は、昭和39年8月頃に、A社に正社員として住み込みで就職し、昭和45年2月まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和40年12月1日となっており、請求期間が被保険者期間となっていない。

給与明細書等は残っていないが、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も所在不明のため、照会することができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者資格取得日、請求者から提出された厚生年金保険被保険者証(写)における初めて資格を取得した年月日及び厚生年金保険被保険者証番号払出簿における請求者の被保険者資格の取得年月日は、いずれも昭和40年12月1日となっており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

さらに、請求期間中にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者及び請求者と同日(昭和40年12月1日)に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる者(合計11名)に照会し、回答が得られた5名のうち2名は請求者を知っている旨回答しているものの、請求者の厚生年金保険料の控除についての具体的な回答は得られず、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800040号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1800026号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成13年6月から平成21年8月1日まで
② 平成21年8月1日から平成26年4月1日まで

請求期間①について、A社に勤務し内装工事を行っていたが、厚生年金保険被保険者記録がない。また、請求期間②について、A社に勤務していたときの上司が設立したB社にA社のとくと同じ条件で勤務し内装工事を行っていたが、厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、当時、個人事業主としてA社の仕事を請け負っていた者の陳述から、請求者は、同社において内装工事を行っていたことはうかがわれる。

しかしながら、A社の元代表取締役は、同社では請求者を雇用しておらず、請求者は、個人事業主であり、同社の外注先であったことから、請求者から請求期間①に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

また、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同社の元代表取締役は、同社は請求期間①を含め、厚生年金保険の適用事業所になったことはない旨回答している。

さらに、請求者が当時の勤務の事実を証言してくれる者として名前を挙げた者に照会したが、具体的な回答を得られず、請求者のA社における就労形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、C公共職業安定所の回答によると、A社は、請求期間①のうち、平成13年12月25

日から平成 18 年 3 月 31 日までの期間において、雇用保険の適用事業所となっているが、同社の当該被保険者記録に請求者の記録はない旨回答している。

2 請求期間②について、請求者は、B社に勤務し内装工事を行っていたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、請求期間②のうち、平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 8 月 8 日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、当該期間内に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員等に照会したところ、請求者を覚えていると回答した 2 名は、いずれも、「請求者は、B社の下請であった。」と回答している上、うち 1 名は、「請求者は、個人事業主であった。」と回答している。

また、B社は、平成 26 年 6 月 * 日に D 地方裁判所の費用不足による破産手続廃止の決定が確定し、同年 8 月 * 日に閉鎖している上、同社の元事業主に照会したが回答が得られないことから、請求者の同社における就労形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、B社は、請求期間②のうち、平成 21 年 8 月 1 日から平成 24 年 1 月 1 日までの期間及び平成 25 年 8 月 8 日から平成 26 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所になっていない。

加えて、オンライン記録によると、B社において、請求期間②に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

3 このほか、請求者が居住していた E 市 F 区の回答により、請求者が、平成 15 年 11 月 1 日から平成 30 年 4 月 1 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる上、請求者は、給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。